

平塚ミニバスケットボール連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、平塚ミニバスケットボール連盟と称し、事務所は平塚市におく。

第2条 (目的)

本連盟は、平塚・大磯・二宮地区におけるミニバスケットボール競技を統括し、ミニバスケットボールの普及発展を通じて、少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地区内のミニバスケットボール競技会、交歓会の開催
2. 各種ミニバスケットボール講習会の開催
3. ミニバスケットボールの指導並びに啓蒙事業の実施
4. その他本連盟の目的達成に必要な事業の実施

第2章 組織

第4条 (組織)

本連盟は、本部を平塚地区内に持ち、次の要件を満たし、本連盟の目的に賛同して加盟したミニバスケットボールチームで構成される。

1. チームの名称、責任者、指導者、保護者会代表を備えている
2. 保護者の同意を得た健康な児童で構成された選手一覧を提出できる
3. 主たる年間計画、予算、定期的な健康観察計画を備えている
4. 団体保険協会（スポーツ傷害保険、指導者責任賠償保険、指導者傷害保険等）に加入している

第5条 (関係団体)

本連盟は、次のバスケットボール関係団体と友好関係を持つ。

1. 平塚バスケットボール協会
2. 神奈川県ミニバスケットボール連盟

第6条 (加盟・登録)

本連盟への加盟・登録については、別に定める加盟登録規定に従う。

第7条 (脱退・除名)

本連盟への加盟チームは次のときにその資格を失う。

1. 脱退申請があったとき
2. 本連盟の名誉を傷つける行為により、総会で除名が認められたとき

第3章 役員

第8条 (役員)

本連盟に次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 若干名、理事長 1名、 副理事長 若干名、 理事 若干名
顧問 若干名、 会計監査 1名

第9条 (会長)

会長は、本連盟を代表し、統括する。

会長は、理事会の推薦により総会で承認される。

第10条 (副会長)

副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

副会長は、理事会の推薦により総会で承認される。

第11条 (理事長)

理事長は、本連盟の業務を統括する。

理事長は、理事の中から互選され会長が委嘱する。

第12条 (副理事長)

副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する。

副理事長は、理事の中から互選され会長が委嘱する。

第13条（理事）

理事は、本連盟の業務を分掌する。
理事は、総会で選出され会長が委嘱する。

第14条（会計監査）

会計監査は、本連盟の財務について監査を行う。
会計監査は、理事会の推薦により総会で承認される。

第15条（任期）

本連盟役員任期は、1年とし再選を妨げない。
又、役員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

第4章 会議

第16条（会議）

本連盟の会議は、総会及び理事会とし、必要に応じて委員会を置くこともできる。

第17条（総会）

1. 総会は、加盟チームの代表者と本連盟役員により構成される。
2. 総会は、年1回、会長が召集して開かれる。
又、理事会が必要と認めるときは臨時総会を会長が召集して開くことができる。
3. 総会の付議事項は次の通りである。
 - (1) 事業計画・予算承認
 - (2) 決算承認
 - (3) 役員選出
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他理事会の定めた重要事項の審議

第18条（理事会）

理事会は、必要に応じて随時理事長が召集して開き、連盟の運営に必要なことを審議決定する。

第19条（定員数・議決）

本連盟の会議は、構成員の過半数の出席により成立する。
又、議決は特に定めない限り、チーム代表者の出席者の過半数で決定する。

第20条（委員会）

1. 総会の決定により、本連盟にチーム代表者会、専門委員会を置き業務を分担させることができる。
2. 各委員会には、正、副委員長を置く。
3. 委員長は、委員会の業務を統括する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

第5章 会計

第21条（経費）

本連盟の経費は、登録料、大会参加費、補助金、寄付金などの収入を充てる。

第22条（登録料）

本連盟に登録するチームは、総会で決める登録料を毎年納入しなければならない。

第6章 付則

第23条（規約改正）

この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第24条（発効）

この規約は、1998年 4月 4日から有効となる。
2001年 5月14日一部改正
2002年 4月22日一部改正
2003年 4月 7日一部改正
2004年 4月12日一部改正
2010年 4月11日一部改正

※主な改正点	2001年 5月14日	・第3章 第8条	副理事長 1名 を挿入 会計監査 若干名 を1名に変更
		・第3章 第12条	挿入 以下条項の番号を繰り下げる
	2002年 4月22日	・第4章 第20条	2. 3. 4. 挿入
	2003年 4月 7日	・第2章 第6条	加盟・登録規定を定める
		・第3章 第8条	副理事長 1名 を若干名に変更
		第15条	役員任期2年を1年に変更
		・第4章 第18条	会長が召集 を理事長に訂正
	2004年 4月12日	・第1章 第2条	平塚地区 を平塚・大磯・二宮地区 に変更
		・第4章 第19条	出席者の過半数 をチーム代表者の 出席者の過半数に変更
		・第4章 第20条	専門委員会を置き をチーム代表者会 専門委員会、事務局を置きに変更
	2010年 4月11日	・第4章 第20条	チーム代表者会、専門委員会、事務局 を置き から事務局を削除

平塚ミニバスケットボール連盟加盟・登録規定

1. 本連盟規約 第2章-第6条により、本連盟の加盟登録についてを次に定める

1. 加盟について

1. 連盟に加盟しようとするチームは、本連盟に登録をしなければならない

2. 登録について

1. 本連盟に登録しようとするチームは、本連盟規約 第2章-第5条の2.『本連盟は、神奈川県ミニバスケットボール連盟と友好関係を持つ』に則り、神奈川県ミニバスケットボール連盟に、加盟登録をしなければならない

但し、次の場合においてはその限りではない

(1)本連盟規約第4条を満たす事のできない場合

(2)上記以外の場合は、理事会において検討し、理事会の決定に従う

2. 本連盟規約 第5章-第22条により、登録料についてを次に定める

1. 登録料について

1. 本連盟に登録しようとするチームは、毎年別紙に定められた登録料を納入しなければならない

加盟・登録規定 改正

2010年 4月11日 ・2-1-1 1,000円 を、別紙に定められた登録料に、改正

・2-1-2 削除

参考資料；加盟・登録料

基準日での、在籍人数	加盟・登録料
1～9名	3,000円／1チーム
10～19名	4,000円／1チーム
20名以上	5,000円／1チーム

・基準日は、毎年の登録締切日とする

平塚ミニバスケットボール連盟表彰規程

- 1、 目的
本規程はバスケットボール及び選手の育成を援護し、平塚地区に於けるミニバスケットボールの普及及び発展を図ることを目的とする。
- 2、 表彰の範囲
本規程は平塚ミニバスケットボール連盟に登録するチーム、及びそれに所属する選手、更に平塚ミニバスケットボール連盟が派遣するチームと選手を対象とする。
- 3、 表彰の基準
表彰の基準は下記に定めるところの基準による。
 - (1) チームの表彰
県大会で優勝または、関東・全国大会等に出場したとき、該当チームを表彰する。
 - (2) 選手の表彰
HIRATSUKA カップでベスト4に入ったチーム（1位3名、2位2名、3位4位各1名）と、技術委員会の推薦により3名、計男女各10名を表彰する
- 4、 特別表彰
チームの表彰、選手の表彰の定める外、特別にチーム及び選手を表彰することができる。
- 5、 本規程は、2012年4月1日より施行する。

平塚ミニバスケットボール連盟慶弔費規程

- 1、 慶弔費の範囲
 - (1) 平塚ミニバスケットボール連盟の役員(規約第3章第8条の定めるもの)とその配偶者及び実父母子
 - (2) 平塚バスケットボール協会役員とその配偶者及び実父母子
- 2、 弔慰金等の給付
弔慰金は、次の区分により給付する
 - (1) 役員本人が死亡したとき
 - (2) 役員の配偶者及び実父母子が死亡したとき
 - (3) 平塚バスケットボール協会役員が死亡したとき
 - (4) 平塚バスケットボール協会役員の配偶者及び実父母子が死亡したとき
- 3、 その他
この規程に定めのないものの給付については、理事会にて定める
弔慰金は、献花とする
- 4、 本規程は、2013年4月1日より施行する。